

違法伐採対策に関する自主的行動規範

宮城県森林組合連合会

制定 平成18年 5月25日

平成17年7月に英国で開催されたG 8サミットの結果、日本政府は「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

これらを踏まえ、森林所有者の県団体である宮城県森林組合連合会（以下「連合会」という。）は、違法伐採対策に関する自主的行動規範を制定し、ここに公表する。

（違法伐採対策に対する反対表明）

1．連合会は、我が国の林業を守り、森林の持続的経営の推進と、森林の持つ多面的機能の高度発揮を図るために、海外および国内の森林の違法な伐採に反対する。

（合法性等の証明された国産材製品の普及の促進）

2．連合会は、我が国の気候風土に適合している国産材製品について、合法性・持続可能性の証明されたものの供給とその普及の推進に努める。

（合法性等の証明のための会員の認定）

3．連合会は、林野庁が策定・公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法に即して、「合法性・持続可能性の証明に係る会員認定実施要領」を別途定め、組合の認定を行い、合法性・持続可能性証明を有する国産材の供給の促進に努める。

（他団体との連携）

4．連合会は、違法伐採対策の推進にあたって、他の林業・木材産業関係団体・国産材のユーザー等との連携を図るものとする。

（情報の公開）

5．連合会は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

以上